

令和7年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年8月8日（金）

招 集 場 所 米子市役所旧庁舎603会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 18番 安井貴之委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 大塚清徳委員
福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員
田中英省委員 高濱健委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 石岡係長 藤原主任 渡邊主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第5回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号3の泉農業委員と議席番号4の岩佐農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、安井農業委員です。

本日は、淀江町小波の産廃建設に係る農地転用について、前回の総会では未提出となっておりました土地改良区の意見書の提出を受けましたので、審議を行いたいと思います。また、本日は5条転用の許可権者である鳥取県から、西部農林局の妹尾局長、梶本課長補佐の2名にオブザーバーとしてご参加いただきます。併せて、申請者側から3名が出席されています。関係者の皆さんに出席いただきます関係で、今月も審議の順番を変更いたしまして、まず、産廃建設に係る議案第2号の番号37について、先に審議したいと思います。

それでは、審議に入ります。まず初めに、9ページをお願いします。議案第2号、番号37の淀江町小波について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

37番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、浸出水処理施設、管理事務所棟、計量棟、搬入道路を計画したものです。6月25日に木下農業委員と事務局2人の4人で現地確認を行いました。造成計画については最高280センチメートルの盛土造成を行います。その他、種子散布等により法面保護を行います。雨水の排水について、溜桝後調整池を経由し農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽及び浸出水処理後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。一部を除く隣接耕作者の同意、実行組合の同意、土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地に該当します。この度の転用案件は、第1種農地の不許可の例外にあたる「市街地設置困難施設」の許可根拠に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局（渡邊主事）

前回審議の際に未提出だった淀江町土地改良区の意見書についてですが、令和7年7月11日付けで発行後、米子市農業委員会事務局に提出されました。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

隣接耕作者の同意は一部を除くとありますが、これはどういうことでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

前の図面の、ここの隣接耕作者の同意が取れておりません。申請書に経緯書が添付してありますが、令和2年度から令和7年度7月末まで計11回地権者を訪問等し、事業計画の説明等はされておられました。また現在この農地は耕作されていませんが、工事による日照の影響もなく、仮に地権者が耕作を再開した際に、今回の建設によって農作物に何かしらの被害が出た場合の具体的な補償についても地権者に対して説明されておられます。被害防除計画書にも、被害があった場合には申請者が責任を持って対応すると記載されています。同意は得ておられませんが、今後も継続して同意が得られるように交渉を続けていくとのことです。

関本農業委員

申請が通ったら建設が始まると思いますが、技術的な問題は全て解決したと思っていいのでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

技術的な問題は解決しています。

関本農業委員

稼働する際の安全協定についてはどのようなになっていますでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

環境保全協定を３月２９日付けで周辺６自治会と申請者、米子市、鳥取県で結んでおり、その中ではこういった廃棄物が捨てられるのか、搬入の時間や経路、処理水の水質検査の仕方、環境モニタリングの公表、事故発生時の対応、安全監視委員会の設置などが取り決められています。

関本農業委員

佐陀川右岸というのは処理水が流れる場所だと思うので、重要な場所だと思いますが、佐陀川右岸土地改良区とはまだ安全協定は結ばれていないのでしょうか。

事務局（古橋局長）

佐陀川右岸からの排水同意は既に出ておりまして、安全協定については、双方合意していますので、日程を詰めて今後作成するという計画になっています。

関本農業委員

協定が結ばれたら、その時は報告をしてください。

事務局（古橋局長）

わかりました。報告します。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

なお、土地改良区が協定を結んだかどうかについては次回以降報告してください。

それでは申請者さんにはご退出をお願いします。

それでは、議案の順番を元に戻しまして、3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号13の日下から、番号15の和田町について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。

番号13の日下の議案について説明いたします。日下の申請地は米子道の近くにありますが田2筆の1,051平方メートルの農地を売買されるものです。

番号14の大崎の議案について説明いたします。大崎の申請地は内浜産業道路ファミリーマートの近くにありますが畑1筆の482平方メートルの農地を贈与されるものです。

番号15の和田の議案について説明いたします。和田町の申請地は、和田公民館の近くにありますが畑3筆の571平方メートルの農地を贈与されるものです。

詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号 13 の日下について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

譲受人と譲渡人は親戚関係で、以前より売買について話し合いをしていました。譲受後は柿の木を植える計画です。現地調査は7月28日に行いました。該当地は適切に管理されていました。許可について問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号 14 の大崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

現地調査は7月24日に角農業委員と2人で行いました。所有者は譲受人の亡くなったご主人の弟ですが県外に在住のため、これまでずっと譲受人が耕作をしていました。帰郷の見込みがないことから、贈与することになりました。許可について問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号 15 の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大家推進委員

現地調査は8月1日に米澤農業委員と2人で行いました。譲受人と譲渡人は兄弟で、譲渡人が相続し所有している農地は、譲受人の家に隣接しています。管理機等も現地で確認しました。許可について問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

船越農業委員

14番の案件ですが、機械所有無しとなっていますが、それでも農地はもらえるのでしょうか。

事務局（道下係長）

これまでもこの農地を耕作しており、機械の所有が無くても耕作できているとのことでしたので認めさせていただきました。

議長（角会長）

補足ですが、譲受人のご主人がご存命の時は農業機械を所有していましたが、扱いきれないということで全て処分してしまったそうです。贈与される土地と自分の土地とで一反弱ありますが、そこでは野菜を作っています。機械がないとダメだという根拠がなかったので、議題に上げました。

船越農業委員

要件の中にある項目を、どういう風に理解して、可否を判断したらいいのですか。今後耕作するなら管理機がいると思います。管理機を購入する予定だというなら判断できますが、鍬だけで耕作すると言われたことがこの要件に当てはまるのか、事務局がどう審査されたのか、確認したいです。

事務局（古橋局長）

皆さん判断に困ると思いますので、このケースでいえば、鍬や鎌等の農具、場合によっては機械を人に借りる等、実情に合わせたもので耕作をするといった表現の仕方で作ったり、総会場で補足説明をしたりしていきたいと思います。

議長（角会長）

実際年に一回、近所の人に耕耘をしてもらっていますので、それを書くかどうかになってきますね。

船越農業委員

人に委託して耕耘をしてもらうことは、当然書いてもらった方がいいですね。

事務局（道下係長）

今後そのあたりについては記入するようにさせていただきます。

議長（角会長）

そうしますと、番号１３の日下から、番号１５の和田町について一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、５ページ、議案第２号をお願いします。農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第５条第３項において準用する、第４条第３項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、６ページ、番号２６の安倍について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

２６番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。８月１日に泉農業委員と２人で現地確認を行いました。造成計画については最高５０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については高さ３０センチメートルのコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、溜桝後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

6 ページ、番号 27 から、7 ページ、番号 30 の安倍について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

続いて、27、28 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。8 月 1 日に泉農業委員と 2 人で現地確認を行いました。造成計画については最高 45 センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロック及び L 型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて、29 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、店舗建設を計画したものです。8 月 1 日に泉農業委員と 2 人で現地確認を行いました。造成計画については最高 40 センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて、30 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、社会福祉施設を計画したものです。8 月 1 日に泉農業委員と 2 人で現地確認を行いました。造成計画については最高 20 センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号３１と番号３２の車尾南１丁目について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

廣東推進委員

３１番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。７月２７日に舩越農業委員と２人で現地確認を行いました。造成計画については最高２５センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については既存のコンクリートブロックを利用いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

事務局（妹尾係長）

農地区分について、補足説明をいたします。この件に関しては、もう農地がここしかなく、近隣に農地がないという理由で第３種農地にしています。

廣東推進委員

続いて、３２番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、工

場の新築工事に伴う一時転用で、駐車場を計画したものです。一時転用期間は許可日から14ヶ月までを計画したものです。7月27日に舩越農業委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちをいたします。雨水の排水について自然流下、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

関本農業委員

この駐車場は、こういった目的で作られたのでしょうか。

事務局（妹尾係長）

工事関係者の駐車場が不足するということで、追加で申請されました。

関本農業委員

地権者が色々なところに農地を持っている方ですが、この農地は耕作されていましたか？

事務局（妹尾係長）

この春までは、甘蔗等を作っておられたことを確認しています。残った部分については、畑として利用されています。

関本農業委員

転用が終わった後は、農地に戻すのでしょうか。

事務局（妹尾係長）

農地に戻すという約束で、一時転用します。現地に行って、農地に戻っているのか確認します。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号３３から、８ページ、番号３５の夜見町について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

３３番から３５番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。なお、３４と３５番については、農地相談会に来られて担い手を探した経緯がありましたが、トラクターなどが手に入らなかったり周りの住宅地から注目を集めてなかなかここでは難しいなということがあったりで担い手が見つからず放置されていました。所有者は老夫婦で跡取りも

いなかったために、今回の申請となりました。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。8月6日に矢倉推進委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後オーバーフローしたものは33番は既設の道路側溝、34、35番は既設の農業用排水路に流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意につきましては一部同意がありませんが苦情等が出た場合は誠意を持って対応するとの事業計画が提出されております。米川土地改良区の意見書、自治会同意を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号36の高島について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

森中推進委員

36番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場の敷地拡張を計画したものです。7月31日に安井農業委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高120センチメートルの盛土造成を行います。その他、高さ130センチメートルのL型擁壁及び土羽打ち、緩衝地を設ける計画です。雨水の排水について地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、１０ページ、議案第３号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、１１ページ、番号８－１から、１２ページ、番号８－１２までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案１０ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。１１ページの番号８－１から１２ページの番号８－１２は、近隣は場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

議長（角会長）

そうしますと、１１ページ、番号８－１から、１２ページ、番号８－１２を一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

議長（角会長）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

15ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

16ページから18ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

19ページから25ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、20件を受理しています。

次に、26ページから29ページの非農地現況証明について、11件を証明しています。

次に、30ページから31ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、32ページの農地転用現況確認書の交付について2件を交付しています。

最後に、33ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件を受付けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

(連絡事項)

議長（角会長）

これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時50分